

大阪府立高等学校空調設備更新PFI事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|------------------|------------------------------------|---|--|---|
| 1 | 入札説明書、 要求水準書 | 入札説明書： P7、 要求水準書： P22、P44 | 入札説明書：第 2-1-(3)-③、 要求水準書：第 4-1-(3)、別紙5 | 入札説明書 第2-1-(3)-③-(ア)の記載は、工事監理業務を行う企業にかかるとなっており、要求水準書 第4-1-(3)「工事監理者の配置」にはかからない（工事監理者は常勤の自社社員である必要はない）と考えてよろしいでしょうか？ その場合、要求水準書 別紙5の工事監理者届にある「雇用を確認できる書類の提出」は不要と考えてよろしいでしょうか？ | 工事監理者は、工事監理業務を行う企業から要求水準書 第4-1-(3)の要件を満たす担当者を配置することを求めているため、工事監理業務を行う企業と雇用関係のない者を配置することはできません。 |
| 2 | 募集要項本文/ 要求水準書 | P9-P13 | 第2-3-(1) | 空調機につきまして、既存設備更新・新設・撤去について記載されていますが、それ以外で、そのまま更新せず使用していく空調機の維持管理は、新事業会社が管理するのでしょうか。大阪府様が管理するのでしょうか。 | 対象校の整備対象設備及び点検対象設備以外の空調機器等に対して、本事業を担う事業者が維持管理業務を行うことは想定していません。 |
| 3 | 要求水準書 | P9 | 3. (1) ① | 冷媒管の保温について、屋外露出部分はステンレス鋼板となっていますが、第1回見学会・対象校ではカラー亜鉛鉄板でした。実際の保温仕様に合わせて仕様としてよろしいでしょうか。 | 原則として要求水準書のとおりとします。ただし、既存冷媒管等の再使用に伴い、部分的に冷媒管等の保温の更新を行う場合は、既存の保温の仕様に合わせることも可とします。 |
| 4 | 要求水準書 | P10 | 3. (1) ① | 吹付アスベストが天井内に残置されている高校名・場所をご教授願います。 | 貸与する参考図書「吹付アスベストについて」により確認してください。 |
| 5 | 要求水準書 | P10 | 3. (1) ① | 天井ボード類に石綿が含まれている学校名をご教授願います。 | 府においては、天井ボード類に石綿が含まれている学校を個別に把握していません。天井ボード類については、要求水準書のとおり取り扱ってください。 |
| 6 | 要求水準書 | P10 | 3. (1) ② | 冷媒配管、ダクト類、配線及び配管の再使用の判断は、いつ、誰が行うのでしょうか。 | 判断は事業者において行ってください。事業者は、提案書において再使用又は更新の基本的な方針・判断の考え方を示してください。冷媒管等の再使用は、原則として提案書に則って実施することとしますが、設計・施工段階において判断を変更する合理的な理由がある場合、府と協議の上変更を認めることがあります。なお、判断の変更を行った場合でも、事業者は入札価格の範囲内で業務を行うこととし、府は変更に伴い発生する追加費用を負担しません。 |
| 7 | 要求水準書 | P12 | 3. (1) ③ | 圧縮機の電動機出力3.7kW以上、定格出力の効率80%未満のものは進相コンデンサを設けるとありますが、動力盤に設けるのでしょうか。場所をご指示ください。また、エアコンのインバータ機には進相コンデンサと取付ると発熱・発火の危険性があり、メーカー側の保証が出来ない場合があります。 | 動力盤（低圧側）に設けてください。 |
| 8 | 要求水準書 | P17 | 3. (2) | 大阪府の休日は作業を行わないとありますが、春・夏・冬休み等の長期休暇期間のみではなく、通常のウィークデイトに作業を行うということでしょうか。 | 業務工程については、ご提案に委ねますが、学校における授業等の教育活動や学校行事に配慮していただいた上で、作業内容によっては、長期休暇期間以外に作業を行うことも可能と考えています。 |
| 9 | 要求水準書 | P17 | 3. (2) | 仮設電源、トイレ、工事用事務所、作業員詰所などは各学校で無償支給としてよろしいでしょうか。 | 仮設電源については、事業者において引き込みを行うか、若しくは学校内の電源を使用する場合は工事終了後に実費負担してください。トイレ、工事用事務所、作業員詰所などは、事業者により用意してください。 |
| 10 | 要求水準書 | P45 | 別紙6 | 教室等の在室人員41人、換気量30m ³ /h・人は、現状の既設全熱交換機能力から大きく違っています。すべての教室は増設となりますが、スペース的に難しいと思われる。どのようにするかご教授ください。 | 全熱交換機の能力は、現在設置されている機器に準じることとします。ただし、入札にあたっては、機器の能力の向上についてご提案いただくことは可とします。 |
| 11 | 要求水準書 | P45 | 別紙6 | 既設全熱交換機メーカーでダイキンの天吊露出型が設置されている学校が多数ありますが、現在、ダイキン製天吊露出型の全熱交換機は生産中止となっています。三菱製などの変更となれば、集中リモコン等も変更となりますが、どのように考えるかご教授ください。 | 全熱交換機の集中管理の導入についてはご提案に委ねますが、集中管理を必須とはしませんので、設置可能なメーカーの機種を選定してください。 |
| 12 | 事業契約書(案) | P33、P94-96 | 第69条、別紙11 | 事業契約書(案)のP33、第69条(対価の支払方法)において支払方法、支払時期等については、「別紙11」に「設計・施工等のサービス対価」、「維持管理のサービス対価」の支払方法、支払時期の記載がありますが、本件の契約を締結する際は、通常の大阪府様発注工事と同様に、保証事業者(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業者をいう)の保証を条件にサービス対価の一部を前払金として支払いいただくことは可能でしょうか。 なお、前払金を支出することによって、事業者にとっても資金調達がより容易になることから、公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、設計金額の縮減が可能となり、本事業への応募者が増加し、競争原理が一層働くことで応札額の低下を図ることが期待できると思われまます。 また、前払金を支払いいただける場合は、大阪府工事請負契約約款にもあります前払金に関する条項(第34条(前払金)、第35条(保証契約の変更)、第36条(前払金の使用等)、第47条(発注者の解除権)、第52条(解除に伴う措置)等)の追加が必要になることを申し添えます。 | サービス対価の支払方法は、原案のとおりとし、前払金の支払いは行いません。 |